

おしらせHOTコーナー

全国一斉情報伝達試験放送

国から地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。

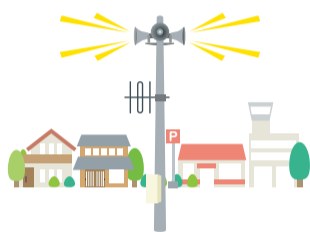
日2月9日(金) 午前11時ごろ

※災害や天候などにより、中止する場合があります。

内チャイムの音に続いて、次の放送が流れます。▼これは、Jアラートのテストです(3回)

▼こちらは、防災やしおです

問危機管理防災課 ☎9804



収入印紙の販売終了

埼玉県収入証紙のキャッシュレス決済化に併せ、令和6年3月29日をもって、駅前出張所での収入印紙の販売を終了します。今後、収入印紙が必要な場合は、お近くの郵便局でお買い求めください。

問駅前出張所 ☎999-0840

老人福祉センターすえひろ荘お風呂利用の一時中止

東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設の定期点検によりお湯を沸かす蒸気供給が停止となるため、お風呂の利用を一時中止します。

日2月5日(月)～3月11日(月)

※施設は開館しています。

問すえひろ荘 ☎936-9181

八潮市中小企業退職金共済掛金補助制度

市では、「中小企業退職金共済制度」または「特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に対し、掛金の一部を補助します。

対次のすべての要件を満たす方

▼市内に事業所を有し1年以上事業を継続しており、かつ補助金申請時も事業を行っていること

▼従業員が50人以下であること

▼補助金交付申請時に納期が到来した市民税を完納していること

補助期間 新規加入契約月から24カ月間

補助対象経費 令和5年1月(または加入月)から令和5年12月

(または補助期間満了月)までに支払った掛金

補助額 従業員が5人までの事業所は掛金の30パーセント、6人から50人までの事業所は掛金の20パーセント(ただし、掛金は月額5,000円を限度として計算)

申1月25日までに、申請書類を商工観光課(☎336)窓口へ

※補助対象と思われる事業所には、申請書類などを郵送していただきます。届いていない場合は、商工観光課へご連絡ください。

交通災害共済

市町村交通災害共済は、皆さんの会費で運営する交通事故のお見舞金助け合い制度です。

共済期間 4月1日～令和7年3月31日

対①市内に住居登録をしている方、②①の方に扶養されていて、修学のため市外に転出している方

費年額500円

申2月1日から市民課、駅前出張所、市内郵便局または草加工業団地内郵便局へ

問市民課 ☎210

中川流域関連八潮公共下水道事業計画の変更案に関する縦覧

日1月15日(月)～29日(月)

場下水道課(3階)

内雨水ポンプ施設(伊勢野ポンプ場)の事業認可について

意見書の提出

対利害関係のある方

申1月15日から29日(必着)までに、窓口または郵送で下水道課(☎421)へ

埼玉省委託高次脳機能障害地域相談会

日1月30日(火) 午後1時30分～3時30分

場八潮メセナ研修室B

対高次脳機能障害当事者・家族・支援者

内高次脳機能障害を持つ方とその家族が、地域で孤立することを防ぐために同じ悩みを持つ人同士が話し合い、交流する

費無料

問NPO法人地域で共に生きるナノ ☎951-1817、障がい福祉課 ☎473

利子補給金申請のお知らせ

問商工観光課 ☎479

①中小企業資金融資利子補給金

「小口資金融資」「商工業近代化資金融資」の借り受けた資金に係る利子額を補助します。

利子補給額 令和5年1月1日から12月31日までの支払利子額

②新規創業資金融資利子補給金

市内において、新たに事業を起こすために借り受けた資金に係る利子額を補助します。

利子補給額 借入資金を受けた日から3年以内で、令和5年1月1日から12月31日までの支払利子額(利子が1.5パーセントを超える場合は、1.5パーセントの額)

③八潮市工場移転資金利子補給金

土地区画整理事業施工区域などに工場を有する中小企業者が、市内の適合用途地域への工場移転のため借り受けた資金に係る利子額の50パーセントを補助します。

利子補給額 借入資金を受けた日から3年以内で、令和5年1月1日から12月31日までの支払利子額(利子が2パーセントを超える場合は、2パーセントの額)

—共通—

申1月25日(必着)までに、申請書類(①商工観光課から対象者へ郵送②商工観光課で入手または対象者へ郵送③商工観光課で入手)を窓口または郵送で商工観光課へ

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ハッピーこまちゃんLINEスタンプ販売中

日常会話で使いやすいスタンプがそろっていますので、ぜひご利用ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問秘書広報課 ☎423



小・中学校臨時的任用教員、非常勤講師募集

臨時的任用教員および非常勤講師を募集します。

問学務課 ☎415

職務	小・中学校臨時的任用教員	小・中学校非常勤講師
資格	小学校教員免許または中学校教員免許(各教科)を有する者	
勤務日時	月～金曜日(週5日) 1日7時間45分	月～金曜日のうち週1～2日 1日4～7時間
勤務場所	市内小・中学校	
職務内容	小・中学校における育児休業などで勤務することができない教員の代替	小・中学校における初任者研修などで不在となる教員の代替
給与	県の規定により支給	
募集人数	随時募集 ※東部教育事務所への登録が必要となります。	
申し込み	電話で学務課へ ※任用期間については要相談	